

各都道府県社会保障・税番号担当部（局）

各指定都市社会保障・税番号担当部（局） 宛

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバーカードの汚損等の場合におけるマイナンバーカードの再交付申請の勧奨について

平素よりマイナンバーカードの交付にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

令和3年3月開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用においては、原則として、医療機関等に設置された顔認証付きカードリーダーを用いて、カードの券面事項確認アプリケーション（個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）第1の5に規定する「券面事項確認アプリケーション」をいう。以下同じ。）から取得した券面に印刷された写真に関する情報と撮影した本人の顔情報とを照合する方法により本人確認を行うこととしています。

マイナンバーカードの券面に印刷された写真に関する情報を取得するためには、具体的には、顔認証付きカードリーダーに搭載されたカメラを用いて、マイナンバーカードの券面に印刷された生年月日6桁、有効期限の西暦4桁及びセキュリティコード4桁の計14桁の数字（以下「照合番号」という。）を読み取る必要がありますが、マイナンバーカードの券面の汚損等がある場合、照合番号を読み取れず、誤った照合番号を入力する可能性があります。仮に、10回以上照合番号の入力を誤った場合、券面事項確認アプリケーションにロックがかかり、券面に印刷された写真に関する情報が取得できなくなります。

この場合、券面事項確認アプリケーションのロックを解除しても、再び健康保険証としての利用時にマイナンバーカードの券面の汚損等が原因でロックがかかることが想定されることから、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。

記

第1 券面事項確認アプリケーションのロックの解除手続時に、医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったものであることを確認できた場合は、カードの汚損等によって、ロック解除後も健康保険証として利用できないお

それがあることから、当該カードの所有者に、カードの再交付申請を行うようお願いしたいこと。

また、券面事項確認アプリケーションのロックの解除手続に限らず、カードの提示を受ける各種手続を行う際に、カードの汚損等により、券面に印刷された照合番号を判読することができない場合についても、同様に、健康保険証としての利用ができないおそれがあることから、当該カード所有者に、カードの再交付申請を行うようお願いしたいこと。

なお、この場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 28 条第 1 項に規定する「個人番号カードの機能が損なわれた場合」に該当するものであること。

第 2 カードの再交付申請において、その再交付事由が、医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際に券面事項確認アプリケーションのロックがかかったことによるものである場合、カード発行時の券面の印刷が薄いことが原因であり、本人の責によらない場合に該当するため、申請にかかる手数料については、個人番号カード交付事業費補助金の対象となり、徴収の必要はないこと（但し、事後的な汚れや破損で照合番号を読み取ることができないなど、本人の責による汚損等が原因であることが明白な場合を除く。）。

第 3 マイナンバーカードの再交付の申請を行い、再交付を受けるまでの間は、カードを健康保険証として利用する際、顔認証付きカードリーダーを用いた顔認証ではなく、利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力を行うことにより利用するようお願いしたいこと。

なお、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等に対しては、別途、社会保険診療報酬支払基金から、カードを健康保険証として利用する際、顔認証付きカードリーダーを用いた顔認証ではなく、利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力を行うよう周知している（別添参照）。

【参考】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）（抄）（個人番号カードの再交付の申請等）

第二十八条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、住所地市町村長に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受

けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別（第三十五条第一項の規定により同項第三号に掲げる事務を機構が行う場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号）を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。

2～7 （略）